第 186 回岩手県都市計画審議会

- 1 審議会開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 31 年 2 月 5 日 (火) 13 時 30 分~14 時 30 分
 - (2) 場所 岩手県公会堂 21 号室
- 2 会議を構成する者の現在総数及び出席者
 - (1) 会議を構成する者の現在総数 20名

(2) 出席者 14名

会長 南 正 昭

委員 佐藤 ケイ子

委員 髙 橋 孝 眞

委員 田村勝則

委員 谷藤裕明(代理村井 淳)

委員 伊藤 歩

委員 上田吹黄

委員 遠藤 一子

委員 小野澤 章 子

委員 斎藤千加子

委員 佐藤義伸(代理松田幸造)

委員 吉 田 耕一郎(代理 保 刈 芳 信)

委員 髙 田 昌 行(代理 十枝内 美 範)

委員 石川 哲(代理板垣則彦)

3 議事

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

ただいまから、第186回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員20名中13名の御出席をいただいています。(※1名5分遅刻)

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第6条第2項に定める定足数に達し、当審議会 は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに岩手県県土整備部 遠藤道路都市担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局(道路都市担当技監)

岩手県県土整備部道路都市担当技監の遠藤と申します。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そしてお寒い中、都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画を始めといたしまして、岩手県の行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、2件の議案を付議させていただいております。一つ目は、遠野都市計画道路の変更についてでございます。もう一つは、一関市における屋根不燃区域の変更について御審議

を賜りたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、きたんのない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

それでは、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日は御参集賜りましてありがとうございます。

昨日まで陸前高田市に復興事業の関係で行って参りました。沿岸部の都市計画事業はまだまだと感じました。一方で、内陸部の開発も非常に心配していますし、今後、発展が望まれるところです。

また、県内の都市計画関連のポイントといたしましては、復興事業のこともありますし、 もう一つは立地適正化計画でも議論されております、人口減少の下に、どうやって街をコ ンパクトに持っていくかなどがございます。盛岡市でも来年の初めに、計画が制定されて いくこととなっております。

本日は、沿岸への通り道、遠野市の案件がございます。遠野市につきましても、釜石道が間もなく全線開通になるなど、道路環境が大きく変わっていくことになります。また、街中につきましても復興支援を行ってきた経緯もあって、庁舎も消防防災施設ができておりますし、非常に大きな変化がございます。

本日は遠野市と一関市の議題ですけれども、慎重な審議をお願いいたします。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長を お願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしています。

案件によりましては、例外的に非公開とする場合がございますが、本日の案件が、公開 に適する案件かどうかについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局(都市計画課総括課長)

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される 案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議につきましては、全面公開といたしたいと存じますが、御異議

はございませんか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

○会長

それでは、本日の議案審議に入りたいと思います。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「遠野都市計画道路の変更について」を審議いたします。 事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(都市計画課総括課長)

都市計画課総括課長の山田でございます。

議案第1号、遠野都市計画道路の変更について、御説明いたします。

議案書は1ページ、計画書は3ページ、図面は5ページとなります。説明は正面のスライドを使用いたしますので、スクリーンを御覧いただきたいと思います。

はじめに、遠野市の都市計画道路の現況について御説明いたします。

こちらの図は、遠野市の都市計画道路網図でございます。黒線が整備済みの区間、青線が幅員の3分の2以上が完成している概成済みの区間、赤線が未整備の区間となっております。

遠野都市計画道路では、全体で 27 路線、約 41 k mが都市計画決定されておりまして、整備済みの区間は約 22 k m、計画延長に対して 53%の整備率となっております。

次に、都市計画道路の見直しについて御説明いたします。

都市計画道路につきましては、国から示されている「都市計画運用指針」におきまして、長期にわたり事業着手されていないものは、その必要性の検証を行い、決定当時と 状況が大きく変化した場合などにおいては、見直しを行うことが望ましいものとされて おります。

県では、都市計画道路の見直しに関する、ガイドラインやマニュアルを作成し、市町 村が主体的に都市計画道路の見直しを行うよう働きかけております。

これまでに、盛岡市や花巻市、また前回の当審議会におきましては、奥州市の都市計画道路の見直しを御審議いただいております。

遠野市では、平成28年度から都市計画道路の見直し作業に着手し、その後、各地区での説明会や関係者協議を重ね、当初の決定から概ね20年以上が経過している7路線を見直し対象路線として選定をいたしました。

図の黒線が既決定のままとする路線、赤線は岩手県が変更する路線、黄線は岩手県が 廃止をする路線、青線は遠野市が変更する路線、黄色の破線、破線は遠野市が廃止をす る路線でございます。

今回の都市計画変更は、この見直しに基づき都市計画変更の手続を行うものでございます。

都市計画法では、国道・県道については県が、市道は市が都市計画を定めることとされております。

今回、選定した7路線の一部又は全部廃止等の変更に伴い、交差する路線や、起点位置の変更が生じることから、全体で14路線が変更となります。

このうち図の赤で囲んだ6路線について、県による都市計画変更手続を行うものでございます。

内訳は上から順に、一部又は全部を廃止する路線が2路線、起点位置を変更する路線が2路線、都市計画道路の区域を変更する路線が2路線となります。

最初に、一部又は全部を廃止する2路線について、御説明をいたします。

3・5・14 号新張土淵線は、遠野市から宮古市川井に向かう国道 340 号でございまして、国道 283 号との交差点から、土淵小学校までの延長 3,200mの路線でございます。

赤色で示した起点から 480mの区間と、図の右上になりますが、紫色で示した国道 340 号土淵バイパスは整備済みとなっています。

黄色で示した区間は、未整備区間でございまして、今後の整備にあたっては、道路構造等の見直しや整備手法を検討する必要があり、現在決定している都市計画道路の形での整備が見込めないことから、廃止をするものでございます。

今回の変更により、終点位置が変わるため、名称は3・5・14号新張白岩線に変更となり、延長が3,200mから480mに、代表幅員が12mから15mに変更となります。

3・5・14 号新張土淵線の片側歩道が未整備の区間の現況写真がこちらになります。 南側から北側を見ております。黄色の区域が現在の都市計画道路の区域となっており ます。

次に3・5・19 号中央通り下組町線は、県道遠野住田線の遠野市中央通りから遠野インターチェンジを経由して、綾織町新里までの延長2,550mの路線でございます。

六日町地区及び遠野インターチェンジとの交差点部につきましては、概成済みとなっております。

本路線の未整備区間である、下組町地区におきましては、人家が連坦しているため、約 400mの区間は北側に迂回するルートとしていましたが、このルートにおける整備の見通しが立たないこと及びその他の区間は概成済みであることから、全線を廃止するものでございます。

3・5・19 号中央通り下組町線の未整備区間の現況写真がこちらでございます。西側から東側を見ております。

写真の黄色の区域が現在の計画決定区域でございます。現在の都市計画道路は写真左側、人家の中を抜けるような路線となっておりまして、実際の現道は写真の中央右寄り、 直進の形となっております。

次に、起点を変更する2路線について、御説明いたします。

先ほどの3・5・19 号中央通り下組町線の廃止に伴いまして、都市計画道路の連続性を確保するため、3・5・5号一日市上組町線は、起点の位置を約260m西側に延伸し、

これに伴い交差点数が5箇所から7箇所に変更となるものでございます。

今回の変更によりまして、延長が 1,240mから 1,500mに変更となりますが、代表幅員等の変更はございません。

3・5・5号一日市上組町線の起点側の現況写真がこちらになります。東側から西側を見ております。赤の区域が変更後の区域となります。

次は起点を変更する二つ目の路線でございます。二つ目の3・5・19 号中央通り下組町線の廃止に伴いまして、都市計画道路の連続性を確保するため、3・4・21 号遠野インター線は、起点の位置を 40m南側、インターの方向に延伸し、これに伴い交差点数が2 箇所から1 箇所に変更となるものでございます。

今回の変更により、延長が 640mから 680mに変更となりますが、代表幅員等の変更は ございません。

3・4・21 号遠野インター線の起点側の現況写真がこちらになります。インター側、 南側から北側を見ております。黄色の区域が現在の都市計画決定区域、赤の区域が変更 後の区域となります。手前の方、南側に広がるということです。

続いて、区域を変更する2路線について、御説明いたします。

同じく3・5・19 号中央通り下組町線の廃止に伴いまして、こちら3・4・3号中央通り六日町線は、終点位置がT字路交差点ではなくなるため、一部隅切りの区域が不要となり、また、交差点数が2箇所から1箇所に変更になるものでございます。

今回の変更による、延長及び代表幅員等の変更はございません。

3・4・3号中央通り六日町線の終点側の現況写真がこちらになります。写真は東側から西側を見ております。赤の区域が変更後の区域となります。

最後、区域を変更する二つ目の路線でございます。 3・3・12 号白岩青笹駅線は、国道 283 号、いわゆる遠野バイパスでございまして、起点から約 270m区間の区域を、現況の整備済みの形状に合わせて変更するものでございます。

また、遠野市決定の3路線の廃止に伴いまして、交差点数が6箇所から3箇所に変更となるものです。今回の変更による、延長や代表幅員等の変更はございません。

3・3・12 号白岩青笹駅線の起点側の現況写真がこちらになります。国道 283 号、西側から東側を見ております。黄色の区域が現在の計画決定区域、赤の区域が変更後の区域となります。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明をいたします。

昨年、平成30年10月5日に遠野市から都市計画変更の申出を受けて、手続を開始しております。その後、遠野市の広報誌等により周知を行った上で、素案を公表し、11月19日、遠野市役所において変更素案に関する説明会を開催したところ、4名の参加がございました。

また、遠野市への意見聴取、道路管理者への協議、国土交通省への事前協議を行いまして、いずれも、異存がない旨の回答を得ており、本年、平成31年1月11日から1月25日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたところ、4名の縦覧者がございましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第1号遠野都市計画道路の変更について説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

ただいま御説明がございました議案第1号について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○委員

この区域は20年来、未整備ということで、今回、変更案件となっておりますが、これまで住民から請願等が出されている路線はありますでしょうか。また、請願があった場合の対応等はどのようにされていたのかお伺いいたします。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

整備の要望につきまして、今回廃止する路線は、これまで要望はなかったところでございます。今後、請願等がありましたら、地元と相談しながら整備を進めていきたいと考えているところです。

○委員

了解しました。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

計画の手続上、説明会に参加された方は4名、それから縦覧された方は4名ということですけれども、その方々には廃止になった路線の地権者とか、そういった利害関係者は含まれていたのでしょうか。結果的には、意見書なしということで納得されておられるのかなと思いますが、そういった利害関係者の状況を説明いただきたいです。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

手続を進めるにあたっては広く周知しておりまして、個別に利害関係のある方に対して御案内はしていないところでございます。実際に来られた方の中には、利害関係のある方もおりまして、御意見や御質問をされて、納得してお帰りになったところです。

○遠野市

今の利害関係者という御質問でございますが、素案の説明会にはいらっしゃいまして、 詳細な図面を御覧になり、それから先行きの話を聞いて、御納得してお帰りになりまし た。また、素案の縦覧では、そのような利害関係者ではなく、一般的な方が御覧になっ たところでございます。

先ほどの御質問ですが、請願につきましては、事務局から話があったとおり、今回、 国・県の道路でございまして、実態を踏まえた道路整備の考え方からすると都市計画で はない事業の方が良いのではないかというようなお話をさせていただいています。

市としても、今回廃止する土淵バイパス等につきまして、道路の整備ということで県

に要請書を出しまして、事業のしやすさなどを御説明して御理解いただいているという 状況でございます。

○委員

了解しました。

○会長

その他はいかがでしょうか。 採決に移ってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、採決に移りたいと思います。 議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案のとおり可決確定いたします。 次に、議案第2号「屋根不燃区域(一関市)の変更について」を審議いたします。 事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(建築住宅課建築指導担当課長)

岩手県建築住宅課建築指導担当課長の刈谷と申します。

それでは、議案第2号、屋根不燃区域の変更につきまして御説明いたします。お手元の議案書6ページを御覧ください。今回、一関市において、この屋根不燃区域を変更しようするものでございます。議案書9ページを御覧ください。正面スライドも議案書と同様のものを映しておりますので、適宜御覧いただきたいと思います。

まず、最初に屋根不燃区域について御説明いたします。

屋根不燃区域は、建築基準法第22条に基づいて特定行政庁が指定する区域で、既成市 街地及び今後市街化する予定の区域について防火上の最低水準を確保することを目的と して指定するものでございます。

なお、屋根不燃区域という名称は法律に定められたものではなく、この他に法第 22 条 区域と呼ばれることもあります。

この区域は、建築物の不燃化を促進するために指定する防火地域やこれに準ずる準防火地域に比べて制限は緩やかになっております。指定する範囲も広く、都市計画区域内に限らず、一定程度市街化され、あるいは市街化される見込みの地域を指定しております。

次に議案書10ページを御覧ください。建築基準法第22条第2項では、特定行政庁が

屋根不燃区域を指定する場合には、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨定められております。従いまして、本県の場合には、盛岡市を除く区域を指定する場合は岩手県都市計画審議会の意見を、盛岡市内の場合は盛岡広域都市計画審議会の意見を聴かなければならないことになります。今回の議案はこの条項に基づいて付議するものでございます。

次に10ページ下を御覧ください。屋根不燃区域内での制限について御説明いたします。 基本的な表現になりますが、屋根不燃区域内の建築物の屋根は、鉄板などの不燃材料 で造り、又はふかなければなりません。

また、木造建築物の隣地境界線や他の建築物からの距離が近い部分、これを「延焼の恐れのある部分」と言いますが、この部分にある外壁については一定の防火性能を有する構造としなければなりません。

さらに、特殊建築物と言われる、不特定多数の人が使用するなど防火性能が求められる建築物が木造の場合は、延焼の恐れのある部分の外壁及び軒裏を防火構造としなければなりません。

次に議案書 11 ページを御覧ください。本県では、屋根不燃区域の指定に関して、昭和48 年に屋根不燃区域の指定方針を定めております。この方針では、指定対象区域について4つのケースを想定しております。

本日提案いたします、屋根不燃区域の変更は第1の1「用途地域内の防火地域又は準防火地域以外の区域」に該当するものでございます。

用途地域は良好な都市環境の市街地の形成を目的として指定するものであることから、 屋根不燃区域の指定により、市街地化における防火上の最低水準を確保する必要がある と判断するものでございます。

次に議案書 11 ページ下を御覧ください。具体的な区域についてですが、今回の屋根不燃区域の変更は、一関都市計画・千厩地区の用途地域の変更により、用途地域が指定されることに伴い行うものです。

資料の図、赤線で囲まれた部分が、新たに用途地域が指定されることに伴い、屋根不 燃区域が拡大する部分を示しております。

なお、用途地域拡大区域の面積は約 14.0ha であり、これに伴い建築基準法第 22 条拡 大区域も約 14.0ha 拡大するものであります。

次に議案書 12 ページを御覧ください。こちらは変更する区域の新旧対照図です。今回変更する用途地域の変更ですが、一関市都市計画マスタープランにおいて、国道 284 号沿道を「沿道流通業務ゾーン」と位置づけ、大規模集客施設の立地は抑制しながら、自動車交通を対象とした沿道型商業施設の立地を誘導することとし、幹線道路沿道の開発の適正化を図るため、既存建築物の立地状況などを勘案し、工業地域、建蔽率 6/10 以下、容積率 20/10 以下とするものでございます。この用途地域拡大区域の面積は、約 14.0haの増を見込んでおります。

次に議案書 12ページ下を御覧ください。こちらは、その現況写真に拡大する部分を赤線で囲んだものとなります。拡大する区域は、南北に走る国道 284 号に沿うように位置しています。

今回の案件について、一関市から建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根不燃区

域の変更について、同意を得ております。今回の審議会の御意見を伺いまして、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第2号について御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いたします。

○会長

ただいま御説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○会長

屋根不燃区域内に建てた場合、今の既存の建物はすぐに造り替えるのでしょうか、それとも後々基準に合わせて対応していくことになるのでしょうか。

○事務局(建築住宅課建築指導担当課長)

屋根不燃区域が指定されますと、既存の建物のうち、屋根が不燃ではないものであっても、既存不適格建築物ということで存続することは可能でございます。ただし、将来的に増築ですとか、改築といった工事をする場合においては、屋根の部分で適合しない部分がある場合、その部分も含めて新しい基準、屋根不燃区域の基準に合うように改修工事をしていただく必要が後々ございます。

○会長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○委員

議案書 12 ページ下の現況写真について、右側は屋根不燃区域に指定していますが、左側にも住宅は建てられているのに、右側だけを指定する根拠はあったのですか。左側も指定してよかったのではないかと思いますが、どうなのでしょうか。

○事務局(建築住宅課建築指導担当課長)

用途地域の指定に関してということでよろしいでしょうか。

○委員

はい、そうです。

○事務局 (建築住宅課建築指導担当課長)

用途地域の指定区域のことに関しましては、一関市から説明をお願します。

○一関市

現況写真を御覧になりますと、左側にも住宅地があるように見えるのですが、実はこの国道 284 号の左側につきましては、崖地となっておりまして、一段下がったところに

住宅地などがあるということなので、国道 284 号の沿道開発としては、左側の土地の沿 道開発はできないような土地になっているというような状況でございます。

○委員

左側は、どうして用途地域に指定しないのでしょうか。

○一関市

沿道開発としての開発の可能性は低い土地となっておりますことから、今回は指定しないということでございます。

○委員

おっしゃる意味はわかりますが、実際、左側も住宅を建てることが可能でしょうから、 右側と同様に用途地域に指定したらいいのではないですか。

○一関市

沿道利用ということで、国道から出入りできる土地について用途を指定するということでございます。左側は国道から直接出入りできる土地ではありませんので、用途地域の指定は行わないものであります。

○委員

そうすると、用途地域に指定するには国道に接していなければ、指定対象にはならないということですか。

○一関市

今回は、沿道利用のための流通業務ゾーンとしての土地利用を誘導するために、国道の沿道に用途を指定するという目的で指定したものでございます。左側は直接沿道利用の土地とはならない場所となりますので、沿道流通業務ゾーンとしてはエリアから外したということでございます。

○会長

今回の進めてきた話の中では、用途地域に指定されているところを屋根不燃区域として指定するという話で、左側でも用途地域の指定があれば屋根不燃区域の指定も有り得るかもしれません。しかし、今回はそのようなことではなく、右側の開発に関するところで、用途地域の指定に合わせて屋根不燃区域を指定するという内容ですから、左側で用途地域の指定の必要が出てくれば、そのとき議論されていくかと思います。そのような理解でよろしかったでしょうか。

○一関市

はい。

○会長

その他、いかがでしょうか。

○委員

今議論されていた部分についてですが、青い屋根の部分と白い屋根の部分は、それぞれどのような工場、会社なのでしょうか。

〇一関市

右手の青い屋根、ここは配送センターとなっておりまして、倉庫等の建物になっております。また、下のところの白い屋根のところは、ショッピングモールになっております。

○会長

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に移りたいと思います。

議案第2号を原案について意見なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案について意見なしといたします。

以上、本日予定されました案件は2件となります。議事を終了しましたので、事務局へ お返しいたします。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

ありがとうございました。

最後に、情報提供として配布した資料について御説明いたします。

復興道路の整備状況図と三陸防災復興プロジェクト 2019 のチラシでございます。

はじめに、復興道路の整備状況図を御覧ください。復興道路については、震災後に国土 交通省で事業化し、かつてないスピードで工事が進められています。このうち、東北横断 自動車道釜石秋田線では、遠野市内と釜石市内の未開通区間が完成の見込みとなっており まして、今年度内に釜石~秋田間が全線開通する予定となっております。また、三陸沿岸 道路でも、釜石市内と、陸前高田市内のそれぞれの未開通区間が完成し、今年度内に釜石 以南の区間が全線で開通する予定となっています。

次に、三陸防災復興プロジェクト 2019 のチラシを御覧ください。県では、このような復興への取組状況を国内外に発信し、震災の風化防止と支援への感謝を示すとともに、新しい三陸の創造につなげていくことなどを目的に、今年、三陸防災復興プロジェクト 2019 を開催することとしています。会期は、今年6月1日から8月7日までの68日間で、沿岸部の市町村を会場に様々なイベントやシンポジウムなどが開催される予定となっていますので、機会がございましたら、ぜひ御参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

お知らせは以上になります。

以上をもちまして、第 186 回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。 なお、次回の審議会につきましては今年の7月頃の開催を予定しております。 ありがとうございました。